

約款変更の新旧対照表

むさし証券株式会社

(下線部分変更)

<証券総合口座取引約款>

新	旧
<p>(総合届出印鑑)</p> <p>第4条 お客さまは、総合取引開始時に印鑑、住所、氏名等のお届出をいただきます。ただし、既にそのお届出がされている場合には、その印影、住所、氏名等がお届出となりますので、改めてお届出いただく必要はありません。</p> <p>2 お客さまが、別途当社が定める「上場会社等の内部者」に該当する場合、勤務先・部署・役職等を届け出ていただきます。</p> <p><u>3 本条第1項によりお客さまから当社にお届出いただいた氏名又は名称及び住所等の文字に振替法に基づく振替制度で指定されていない文字がある場合、当社は、お客さまのお届出にかかわらず、振替制度で指定された文字に変換して、お客さまの総合取引のお届出内容として登録し、お客さまと当社との間の総合取引においては、証券保管振替機構に通知するお客さまの加入者情報で使用する文字と同一の文字を使用いたします。</u></p> <p>附 則 この約款は、<u>2024年10月1日</u>より適用させていただきます。</p>	<p>(総合届出印鑑)</p> <p>第4条 お客さまは、総合取引開始時に印鑑、住所、氏名等のお届出をいただきます。ただし、既にそのお届出がされている場合には、その印影、住所、氏名等がお届出となりますので、改めてお届出いただく必要はありません。</p> <p>2 お客様が、別途当社が定める「上場会社等の内部者」に該当する場合、勤務先・部署・役職等を届け出ていただきます。</p> <p style="text-align: right;">(新設)</p> <p>附 則 この約款は、<u>2020年4月10日</u>より適用させていただきます。</p>

以上